

岩手県告示第702号

道路法（昭和27年法律第180号）第9条の規定により告示した県道路線の認定に係る告示事項を次のとおり変更する。

平成21年9月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

主要地方道

新旧 の別	整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地	備 考
			終 点		
旧	18	本吉室根線			起点 宮城県本吉郡本吉町 平成17年岩手県告示第811号
			一関市室根町		
新	18	本吉室根線			起点 宮城県気仙沼市本吉町
			一関市室根町		

備考 関係図面は、岩手県県土整備部道路環境課及び県南広域振興局一関総合支局千厩土木センターに備えておいて縦覧に供する。